

計算書類に対する注記 (法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等 該当なし
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの 該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産(リース資産を除く) 定額法
- ・無形固定資産(リース資産を除く) 定額法
- ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 該当なし
- ・賞与引当金 … 重要性の原則を適用しているため計上していない。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
事業区分が社会福祉事業のみであるため、作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 法人本部拠点区分(社会福祉事業)
 - イ ほづみこども園拠点区分(社会福祉事業)
 - ウ 久保保育園拠点区分(社会福祉事業)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	117,134,181			117,134,181
建物	365,011,038		14,705,595	350,305,443
合 計	482,145,219		14,705,595	467,439,624

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

計算書類に対する注記 (法人本部拠点区分用)

別紙2

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 ・満期保有目的の債券等 該当なし
 ・上記以外の有価証券で時価のあるもの 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 ・有形固定資産(リース資産を除く) 定額法
 ・無形固定資産(リース資産を除く) 定額法
 ・リース資産
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 ・退職給付引当金 該当なし
 ・賞与引当金 … 重要性の原則を適用しているため計上していない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人本部拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
 (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。
 (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額 該当なし

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	(単位:円)	
				当期末残高	
合 計					

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産 該当なし

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	円
計	円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	円
計	円

計算書類に対する注記 (ほづみこども園拠点区分用)

別紙2

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等 該当なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産(リース資産を除く) 定額法
 - ・無形固定資産(リース資産を除く) 定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金 該当なし
 - ・賞与引当金 … 重要性の原則を適用しているため計上していない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) ほづみこども園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)				
基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	117,134,181			117,134,181
建物	360,411,360		14,424,204	345,987,156
合 計	477,545,541		14,424,204	463,121,337

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産 該当なし

担保に供されている資産は以下のとおりである。

<u>建物(基本財産)</u>	円
計	円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

<u>設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)</u>	円
計	円

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 ・満期保有目的の債券等 該当なし
 ・上記以外の有価証券で時価のあるもの 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 ・有形固定資産(リース資産を除く) 定額法
 ・無形固定資産(リース資産を除く) 定額法
 ・リース資産
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 ・退職給付引当金 該当なし
 ・賞与引当金 … 重要性の原則を適用しているため計上していない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 久保保育園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)				
基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	4,599,678		281,391	4,318,287
合 計	4,599,678		281,391	4,318,287

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産 該当なし

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産) 計	円 円
---------------	--------

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 計	円 円
----------------------------	--------